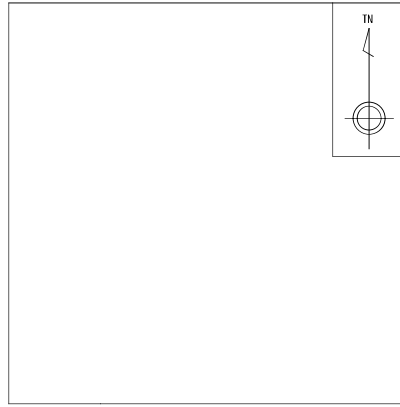




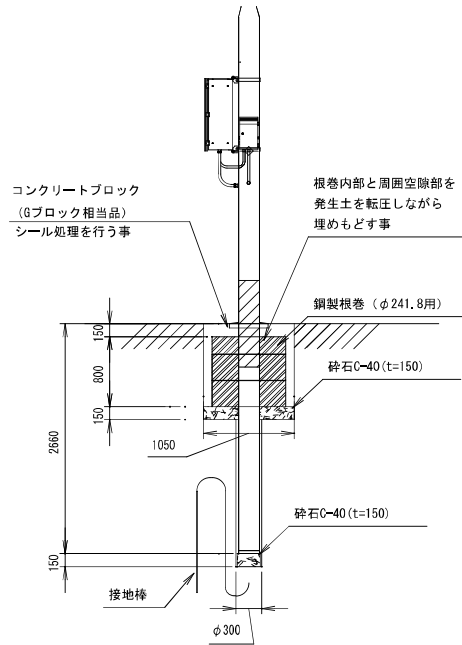
案内図



設置平面図 S=1/500

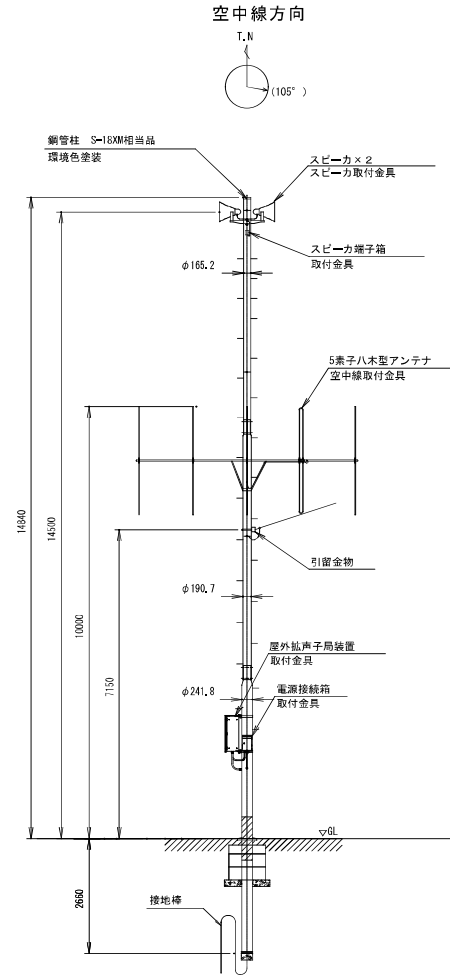
使用機器・材料

品名(規格)	数量	単位
鋼管組立柱 (S-18XM相当品)	1	組
屋外拡声局筐体	1	式
屋外筐体取付金具 (RABX)	1	組
同上取付バンド (自在バンド) (IBT-312)	2	個
電源接続箱	1	式
電源接続箱取付金具 (RABX)	1	組
同上取付バンド (自在バンド) (IBT-312)	2	個
同軸避雷器 (ガス入放電管)	1	台
空中線 (5素子八木型)	1	基
空中線取付金具 (F-1(丸)-K相当品)	1	式
スピーカー (レフレックスホーン 30W)	2	組
レフレックスホーン取付金具 (RANH)	2	個
レフレックスホーンスピーカー取付バンド (RABD-16)	2	本
スピーカー端子箱	1	個
同上取付バンド ステンレスバンド (SFT-209)	1	個
同軸ケーブル (EM-8D-2E)	12.0	m
同軸接栓 (NP-8)	2	個
スピーカーケーブル (EM-CEE1, 25mm2-8C)	16.0	m
電源ケーブル (EM-CE2, 2mm2-2C)	20.0	m
接地線 (EM-IE5, 5mm2)	8.0	m
接地棒 (φ10×1500)	1	本
リード端子 (φ10用)	1	個
引留金物 (低圧ラック) (RL-0)	1	個
同上取付バンド (自在バンド) (IBT-308)	1	個
金属製可とう電線管 (F24)	3.0	m
金属製可とう電線管 (F38)	1.0	m
防水ユニオンボックスコネクタ (WBC-24)	4	個
防水ユニオンボックスコネクタ (WBC-38)	2	個
鋼製根巻 (φ241, 8用)	1	組
再生クラッシュラン (40~0)	0.2	m <sup>2</sup>
コンクリートブロック (Gブロック相当品)	1	組

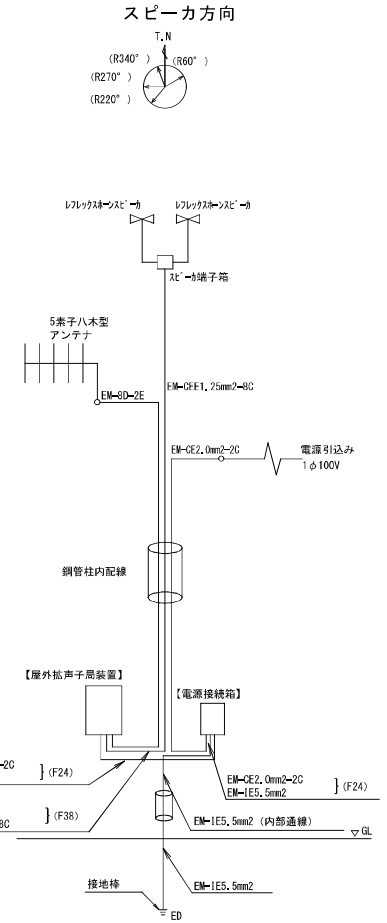


※現地状況に合せ、補修・復旧のこと

基礎参考図 S=1/60



屋外拡声局装柱図 S=1/100



屋外拡声局配線系統図

訂正	△ . . . . .	△ . . . . .	品川区防災まちづくり部道路課	工事件名	品川区防災まちづくり部道路課	縮尺 (原寸 A 2)	—	建物コード	—	図面番号	E-00
	△ . . . . .	△ . . . . .		図面名称	屋外拡声局設置図			製図年月日	2025. 11		
	△ . . . . .	△ . . . . .									
	△ . . . . .	△ . . . . .									
	△ . . . . .	△ . . . . .									



## 仕 様 書

1. 件 名 しながわこども冒険ひろば運営業務委託
2. 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
3. 履行場所 しながわこども冒険ひろば  
(品川区勝島3-2-2 しながわ区民公園内)
4. 履行日時 実施日：月曜日～水曜日・土曜日・日曜日  
休業日：木曜日・金曜日及び年末年始（12月29日～1月3日）  
業務時間：10時～18時（8時間）  
※運営業務時間は10時30分～17時30分とし、前後30分は受け入れ準備・片づけの時間とする。
5. 業務内容  
「こども冒険ひろば事業」は、子ども自身が自然を題材とした遊びを創造し、泥んこ遊び・木登り・火起こし体験など、様々な体験を通して子どもたちの自主性や創造性、自己責任の意識の成長・発達および体力の増進等を目指すことを目的とする。自分の責任で自由に遊ぶ場である「こども冒険ひろば事業」の管理運営を行うとともに、品川区と協働して児童福祉の水準の向上に努め、事業運営を通して保護者や地域住民、協力者が交流できる場づくりを進めるものとし、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすため、その委託内容は次のとおりとする。
  - (1) 運営業務
    - ① 利用者への遊びの援助、指導
      - ア 子ども自身が自然を題材とした遊びの体験を創造できるよう適宜援助、指導をおこなうこと。また、子どもの自主性を尊重し、創造性豊かな体験ができるよう留意すること。
      - イ 安全管理と子どもたちの冒険したい気持ちのバランスを常に心がけ、適切に指導をおこなうこと。
      - ウ 様々な体験活動を通して、利用する子ども同士の交流や仲間作りのきっかけの一助となるような場を提供すること。
      - エ 利用者がひとりでも参加しやすい居場所としての機能や、気軽に相談できる雰囲気作りに努めること。
      - オ 小学生未満の利用については、安全性を考慮し保護者同伴とする。
      - カ 保護者に「こども冒険ひろば事業」の趣旨と外遊びの重要性を正しく理解してもらうため、子どもと一緒に参加・体験してもらえよう工夫するとともに、適切な声かけをおこなうこと。
    - ② 火起こし体験の実施
      - ア 冒険ひろば事業で実施する火起こし体験は、児童の健全育成を目的に実施するため、一般的なキャンプ場・バーベキュー場利用とは異なり、子ども自身が火の扱い方や片づけ方、危険性や楽しさを学べる場とすること。
      - イ 火起こし体験は毎日1回1時間程度実施すること。なお公園内バーベキュー

場閉鎖期間の12月～2月については、公園管理者と十分な協議の上実施すること。

- ウ 受託者は最寄りの消防署に、「消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書（区分）1 揚煙行為等」の届出をすること。
- エ 火起こし体験は指定の場所で行うこと。裸火は禁止とし、利用者の安全に十分に注意を払い実施すること。
- オ 天候状況に応じて危険や周辺住宅への影響が懸念される場合には、中止する等の必要な措置を講じること。

### ③イベントの企画・運営

- ア 毎週1回1時間以上の季節行事や工作講座等屋外イベントを企画・運営すること。
- イ 内容は、区立公園内で行われていることを十分に意識し、常識に反しないものであること。
- ウ 週1回程度で主に乳幼児親子対象にしたイベントを企画・運営すること。

### ④地域の団体・ボランティア等との連携、協力

- ア 地域の教育力を相互に高めていくため、「こども冒険遊び事業」に理解・協力してくれる団体について、その自主的な活動を支援し、視察対応、事業連携、定期的な懇談会等を実施し、ネットワークの構築を図ること。
- イ 地域のサポーター・ボランティアの育成をおこなうため、ボランティア活動の受け入れをおこなうこと。

## (2)管理業務

- ①運営業務時間内は、児童の健全育成事業の観点から、敷地内での飲酒及び喫煙は禁止とする。利用者には公園内指定の場所へ誘導する等とし、遵守させること。
- ②運営業務時間終了後は、利用者が掘り起こした穴の現状復帰や、設置遊具の片付け・安全確認等、冒険ひろば敷地内の維持管理及び安全管理に努めること。また、土地の改変や工作物の設置などを希望する場合は、子ども育成課と協議すること。
- ③敷地内には、排水管や電気線等の埋設があることを認識し、管理運営に努めること。
- ④利用者が使用した工具等の管理・片付け等を徹底すること。冒険ひろば敷地外に物品等を放置しないこと。
- ⑤ゴミについては、減量及び利用者が持ち込んだゴミの持ち帰りの徹底に努めること。それでも出たゴミのうち、一般廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、受託者が適正に処理すること。産業廃棄物については、受託者が適切に処分すること。
- ⑥火の元の確認、施錠・消灯の確認をすること。
- ⑦施設内残留児童の確認をすること。

## (3)安全管理

- ①運営業務時間内は、別紙品川区立公園条例第3条を遵守するとともに、区や公園管理者と常に利用者の安全を配慮した管理をすること。
- ②不審者侵入のチェックと挙動不審者への対応として施設内を巡回すること。
- ③運営する上での、安全基準や安全管理、利用者への指導の内容については、随時区と協議すること。
- ④本事業の利用者のほか、しながわ区民公園利用者が立ち入ることも想定し、事

故等がないよう防止対策や敷地内の片づけ等を徹底し、万が一事故等が発生したときは、受託者が責任をもって対応すること。また、速やかに区へ報告をすること。

⑤震災・風水害等非常時の児童の保護に努めること。

⑥急迫時は区に非常通報すること。

⑦感染症対策等衛生管理を行うこと。

(4) 事故およびけがが発生時の対応について

①事故、けが等発生時の対応とけがの処置をおこなうこと。

②事故、けが等発生時の保護者、家族、関係者、区等への連絡および対応をおこなうこと。

③事故、けが発生時の医療機関等への付き添いおよび対応をおこなうこと。

④事故報告書の作成および区への提出と報告をおこなうこと。

⑤施設利用者の死亡、後遺障害が発生した場合は補償すること。

施設利用者の怪我や事故に伴う入院、通院に係る費用の補償をすること。

適切な保険に加入し、利用者が安心して利用できる環境にすること。

(5) 広報業務

①こども冒険ひろばの広報紙等の作成を計画的におこなうこと。

②毎月のイベント内容を掲載した広報紙を作成し、利用者および関係機関へ配布すること。

③現場でマスコミ等の取材を受けたときは、速やかに区へ報告すること。

(6) その他、こども冒険ひろば運営に必要と認められる業務

## 6. 人員の配置

(1) 人員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十八条第2項に定める児童厚生施設における指導者と同等の資格を有する者を1名以上配置すること。

(2) その他の人員は、(1)と同等の資格を有するものもしくは児童館または保育所その他社会福祉法に揚げる児童福祉施設等やプレイパーク等で1年以上の実務経験を有する者、または児童福祉に理解があり豊富な知識を有するものを常に複数配置すること。

(3) 人員は、児童および利用者等に対して児童施設に相応しいサービスの提供ができる者であること。

(4) 受託者は、本仕様を適正に執行するために、本社、本部、またはそれらに代わる部署に責任者を定めること。

(5) 受託者は、勤務予定人員に変更または変更が見込まれる場合、区の担当者へ事前に報告すること。

(6) 区は、業務履行上不適当と認めた人員については、受託者に改善の措置を求めることができる。

(7) 受託者は、(6)の要求があった場合、誠意をもって対処すること。

## 7. 業務計画

(1) 受託者は、本委託業務に必要な「年間業務計画」を定め、区と協議のうえ承認を受けたのち業務を実施すること。

(2) 受託者は、「年間業務計画」に基づき各月の「月間事業計画」および「人員配置表」を作成し、前月20日までに区に提出し、承認を受けること。

(3) 受託者は、「年間事業計画」および「月間事業計画」「人員配置表」を変更しよ

うとするときは、あらかじめ区の承認を受けること。

#### 8. 実施状況の確認および指示等

- (1)受託者は、敷地内を定期的に巡回し、業務内容の実情を常に把握すること。
- (2)受託者は、運営の内容や安全管理等のマニュアルの素案を作成し、区との協議を踏まえた上で、決定し提出すること。
- (3)区は、業務の実施状況について、受託者に対し、定期または臨時に報告を求め、必要に応じて実地調査することがあるのでこれに協力すること。
- (4)区は、業務の適正な履行を図るため、業務評価を行うとともに、必要に応じて業務の改善等の指示を行うのでこれに従うこと。

#### 9. 報 告

- (1)受託者は、区の指定する「業務日報」を各日作成すること。
- (2)受託者は、区の指定する「利用状況報告」を作成し、当該の「業務日報」の写しと一緒に、翌月5日までに区へ提出し確認を受けること。
- (3)受託者は、子ども育成課担当者と四半期に一回程度、打ち合わせや報告等の機会をもち、事業の向上をはかる。
- (4)受託者は、事故や緊急事態の発生時の連絡体制表を作成し、事前に区へ提出すること。また、連絡体制に変更が生じた場合や事故等発生時は速やかに区へ報告すること。

#### 10. 責 務

- (1)受託者は、労働基準法その他労働関係法規を遵守すること。
- (2)受託者および人員は、業務上、直接または間接に知りえた個人情報第三者に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。
- (3)受託者および人員は、個人情報の取り扱いにあたり別記「個人情報を取り扱う委託契約の特記事項」を遵守すること。
- (4)受託者は、区が実施運用している「しながわエコリンク」（環境マネジメントシステム）に基づく、省資源・省エネルギー対策に協力し、業務遂行に心がけるよう人員に周知徹底すること。

#### 11. 損害賠償

受託者は、従事者の故意または過失により、施設利用者および区に損害を与えたときは、その損害相当額を賠償するものとする。

#### 12. 研 修

- (1)受託者は、業務を遂行するにあたり「児童センター安全管理指針」に関する各規定について、従事者によく理解・習得させようとして業務に従事させること。
- (2)受託者は、業務の基本である下記の事項を重点に研修を実施することとし、「年間研修計画」を作成しあらかじめ区に提出すること。
  - ①児童福祉の理念、社会的役割、基本方針等に関すること。
  - ②児童の遊びや活動、キャンプ技術の適切な援助・指導に関すること。
  - ③リスクマネジメント（衛生管理、感染症対策、利用者の事故・急病および不審者対策）に関すること。
  - ④個人情報の取扱いに関すること。
- (3)上記研修に要する一切の費用は受託者の負担とする。

13. その他

- (1) 従事者は、事故、災害等緊急事態が発生した場合は、区の指揮命令のもと、利用者の安全を図るよう適切な行動をとること。
- (2) 従事者は、健康診断を受けた者とする。
- (3) 受託者は、本業務について業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (4) 業務遂行にあたり必要な物品・消耗品については受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、両者で協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

14. 支払方法

支払は月払い(年12回)とし、業務日報等提出のうえ各月の履行検査完了後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払う。

15. 連絡先

子ども育成課 児童センター管理運営係  
電 話 03-5742-7823  
FAX 03-5742-6351

## 品川区立公園条例

### (行為の禁止)

第3条 公園内では、次の行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項または第6条第1項もしくは同条第3項の許可に係るものについては、この限りではない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) 公園の原状を変更し、または用途外に使用すること。
- (4) 竹木をばつ採し、または植物を採集し、もしくは損傷すること。
- (5) 鳥獣魚貝類を捕獲し、または殺傷すること。
- (6) はり紙もしくははり札をし、または広告宣伝すること。
- (7) 立入禁止区域に立入ること。
- (8) 指定した場所以外の場所へ車馬等を持ち入れ、またはとめおくこと。
- (9) 公園内の土地または物件を損壊すること。
- (10) ごみその他の汚物を指定した場所以外に捨てること。
- (11) 危険な球戯等をすること。
- (12) 工作物（仮小屋を含む。）を設け、または居住すること。
- (13) 前各号のほか、公園の管理に支障がある行為をすること。

本条…一部改正〔平成16年条例13号・17年14号〕

(別紙1)

(1) 業務日時について

年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日、10時から18時までとする。  
ただし、詳細については、下記のとおりとする。

業務種別	業務日時
運営・管理業務	月・火・水・土・日曜日と祝日の木・金曜日の毎日、10時00分から18時00分までのうち8時間。 ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

(2) 要員の配置について

要員を配置するにあたっては、下記の配置基準にあてはまる者を配置しなければならない

業務種別	配置基準	備考
運営・管理業務 (業務責任者)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十八条第2項に定める児童厚生施設における指導者と同等の資格を有する者を1名以上配置すること。	運営・管理業務を行なう全ての時間帯において、常に配置すること。
運営・管理業務 (指導員)	業務責任者と同等の資格を有する者もしくは児童館または保育所その他社会福祉法に掲げる児童福祉施設等やプレイパーク等で1年以上の実務経験を有する者、または児童福祉に理解があり豊富な知識を有する者。	運営・管理業務を行なう全ての時間帯において、常に複数名を配置すること。

## 令和 6 年度(2024 年度)しながわこども冒険ひろば年間実施報告

### 1. 来園者数と傾向、利用者の顔ぶれ

令和 6 年度(以下今年度)のしながわこども冒険ひろば(以下「しな冒」)来園者は、延べ 34,798 人(前年度は 33,074 人)。この 3 年間で一番多い人数となっている。すべての年齢で利用者数が増えており、特に、高校生は昨年度・一昨年度と比較して約 2 倍増となった。以前から来ている常連のこどもたちの年齢が上がっていったこと、高校生になってからしな冒を知り、頻繁に通うようになった子もいる為と考えられる。また、今年度ならではの利用者の顔ぶれや様子としては下記の特徴がみられた。

#### \*多様な学び方を選択した子たち

一昨年度前から不登校の小学生数名が平日に居場所として通い始めた。当初 2 名ほどだったが時の経過と共に人数も増え、彼らの居場所としてすっかり定着している。様々な地域から集まった子が、しな冒で交友関係が広がり、一緒に遊び、保護者同士も情報交換や意見交換をできる場として機能している。スタッフは、各親子の意向を尊重しながら、必要に応じて情報提供や人と人をつなげるサポートをしている。

#### \*さまざまな背景を抱えた子たち

冒険ひろばには、家庭環境や発達上の凸凹など様々な背景を抱えた子が来ている。そういった子が遊び場で見せる姿は、時に人を傷つける行為となってあらわれることもある。上半期、そんな姿が頻繁に見られる時期があった。そういった姿を本人の SOS と捉えて見逃さず、誰もが安心してすごせる場であり続ける為スタッフ間で何度も協議を重ね、チームで連携し、より良い対応を模索してきた。一人ひとりのスタッフが不安や傷つきを伴いながらも、都度覚悟を決めて向き合ってきたことで、少しずつこどもたちの成長が見られた。

#### \*地域の高齢の方々

区民公園周辺に住む高齢の方々に、しな冒でのひとときを楽しみに来る方もいる。どの方も、こどもがのびのび遊ぶ姿に癒され、大人も含めたしな冒に集う人との交流を楽しみに来ているようだ。しな冒開設当初から 8 年間通ったとある女性が、遠方へ引っ越すことになった。常連の親子と共にさきやかなお別れの色紙をつくり渡したところ、「私は家に帰っても暗い部屋に一人でつまらない毎日だった。ここに来るようになって、こどもたちから本当に元気をもらった。こどもの遊びを支える大人たちの底力も感じた。この先入院することもあるかもしれないけれど、その時は今日もらった(利用者のこども、大人からの)色紙と一緒に持っていきたいと思う。」と、涙を流しながら語ってくださった。そう語る女性も、これまでこどもたちを笑顔で見守り、コマを回せるようになり他の人にも教え、赤ちゃんを抱えた母に優しい声をかけ、共に遊び場をつくる大切な一人だった。ほかにも、高齢者の支え合い団体「よりみち」さんが遊びに来るなど、地域の異世代交流の輪がどんどん広がっている。

そのほかにも、海外からの旅行者や学びに来る若者、品川区から引っ越したが里帰り気分で地方から遊びに来る元常連親子の利用なども特徴的だった。いずれも、こどもが主体的に遊ぶことを大切に考え、利用者と共に作る遊び場を目指して丁寧にコミュニケーションを重ねてきた成果であると考えられる。

	回数	乳幼児	小低	小高	中	高	大人	合計	一日平均
2022年度	262	8,248	4,088	2,093	231	70	9,475	24,205	92.3
2023年度	263	10,493	5,772	3,398	481	79	12,671	32,894	125.1
2024年度	259	10,810	6,282	4,007	490	142	13,067	34,798	134.3

月別利用状況

月	回数	幼児	小低	小高	中学	高校	大人	合計	1日平均
4	22	995	638	409	76	16	1204	3338	151.7
5	22	867	508	312	51	11	1112	2861	136.2
6	22	935	572	305	50	12	1128	3002	136.4
7	23	426	273	239	27	15	556	1536	66.8
8	21	383	292	202	36	17	505	1435	68.3
9	22	709	451	319	27	21	876	2403	109.7
10	22	991	509	233	43	2	1196	2974	135.1
11	21	1005	540	415	39	6	1207	3212	153
12	20	912	477	373	31	11	1020	2824	141.2
1	20	1239	703	400	8	11	1357	3718	186
2	20	1193	635	461	58	4	1472	3823	191.1
3	24	1155	684	339	44	16	1434	3672	153

## 2. ひろば運営

### (1) 来園者の遊びへの関わり

しな冒では、こどもが思い思いに「やってみたいこと」を試行錯誤できるハード・ソフト両面の環境を整えている。ハード面は、豊かな自然環境。公園課・日比谷アメニスの皆様のご協力で、火や土、水や木、生き物等の自然物と触れ合い豊かに遊べる環境が整っている。ソフト面は、大人がこどもの遊びを見守るまなざしである。国連こどもの権利委員会が定義する「遊び」の考え(※)に基き、プレイヤーカーが率先してこどもの「やってみたい」気持ちを肯定し、周囲の大人にもその面白味や成長における大切さを伝えることで、こどもの柔軟な発想・遊び心を、共感をもって見守って頂けるよう調整している。今年度もこどもたちは様々な「遊ぶ姿」を見せてくれた。

※国連こどもの権利委員会が定義する「遊び」の考え

「こどもの遊びとは、こどもたち自身が主導し、統制しかつ組み立てる振る舞い、活動またはプロセスである。それは、機会があればいつでも、そしてどこでも行なわれる。養育者は、遊びが行なわれる環境づくりに寄与することはできるものの、遊びそのものは、非義務的なものであり、内発的動機に基づくものであり、目的のための手段としてではなくそれ自体を目的として行なわれるものである。遊びには、自主性の行使および身体的、精神的または情緒的活動がとれない、また、集団遊びであれ一人遊びであれ、無限の形態をとる潜在的可能性がある。このような遊びの形態は、こども時代を通じて変化し、修正されていく。遊びの主たる特徴は、楽しさ、不確定さ、挑戦、柔軟性および非生産性である。これらの要素があいまって、遊びが生み出す楽しさと、その結果として生じる、遊びを続けたいという動機に貢献する。遊びは必要不可欠なものではないと考えられることが多いが、委員会は、遊びがこども時代の喜びの基本的かつ重要な側面であり、かつ身体的、社会的、認知的、情緒的および霊的発達に不可欠な要素であることを再確認するものである。」

引用 [日本弁護士連合会：こどもの権利条約 条約機関の一般的意見 17 \(nichibenren.or.jp\)](http://nichibenren.or.jp)

休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的な生活および芸術に対するこどもの権利（第 31 条）

### (2) こどもたき火

今年度も、「こどもが主役のたき火を実現する為に大切な、純粋に火と向き合える余白づくり」を模索した1年間だった。

コロナ禍以前のこどもたき火は、主に土日祝日にバーベキュー感覚で食べ物を焼きたい、わが子に焼かせたいイベント的な楽しみ方を求めて来る大人が多く、こどもが純粋にたき火を楽しむことで、試行錯誤しながら火を理解する機会を十分につくれないことが課題だった。新型コロナウイルス感染症対策として令和3年度よりしばらくたき火自体をしていなかったが、令和4年度より食べ物無しでこどもたき火を再開させた。結果、食べ物を焼く目的が無い分、レンガをどのように配置してかまどをつくるか、木の枝をどこで探すか、集めた木の枝をどう組んでどのように空気を送っていくと火がつくのか、火の暖かさやゆらぐ炎の綺麗さ、近づくと熱くて少しヒヤッとすること…そういったことを純粋に楽しみながら追求するこどもたちの姿が見られた。その姿を見て、また、親子でそういった体験をするなかで、たき火そのものを探究する面白さや、遊ぶ意欲がこどもの育ちにもたらすもの大きさに気づいていく大人の姿も印象的だった。これらの経緯から、引き続き「純粋に火と向き合える余白」をつくっていけるよう、食べ物を焼くことは平日に限定して実施した。

結果、こどもらしい発想の遊びが生まれやすく、こどもの暮らしに溶け込んだこどもたき火として機能させることができた。例えばお湯を沸かして足湯屋さんをやったり、泥団子を焼いてみたり、放課後の小学生が友達同士でお菓子をもち寄り焼いたものを美味しそうに分け合って食べたりする姿などが見られた。

次年度も引き続き、こどもたちの暮らしに溶け込んだ「こどもが主役のたき火」をつくり続けられるよう、利用者のこども・大人と共に協力しながら運営していく。

### (3) 共につくる冒険ひろば

しな冒は、利用者と共に遊び場をつくることを大切にしている。無理のない範囲で遊び場づくりに参加することで、地域の子どもを見守るつながりの輪の一員になって頂けるよう心掛けている。日々利用者に「無理なく手伝ってほしいこと」やして頂いたことへの感謝を伝えているほか、来ている人同士の交流の機会をつくり、利用者同士で支えあえる関係になれるよう工夫している。また、子どもたちも楽しく遊べるだけでなく、遊び場づくりの当事者として関われることを意識している。日々の場づくりに楽しく参加できる余白をつくることで場への愛着が沸き、初利用の子ども、大人へ常連の子どもたちが説明をしたり、遊びをサポートする流れにつながっている。例えばとある常連小2男子は、「しな冒は、子どももつくる場所から参加できるんだね。」と話し、初対面の母親に「ここは子どもの考えも全て大切にしている場所」と紹介していた。

### (4) 乳幼児の親子ひろば みんなでつくる親子ひろば「そとぼ〜よ！」

(毎週火曜日 10:30~14:00 夏・冬・春休み、休日は除く)

年間 41 回実施 (延べ 1,211 名の利用、1 回につき平均 29 名の参加)

乳幼児の親子ひろば事業は、NPO 法人そとぼ一よに委託し、保育士や子育て支援士を含めた親子ひろば専属のスタッフ 2 名を配置し、屋外型の子育て支援の場として機能している。

乳幼児のはじめての外遊びに寄り添うだけでなく、親同士の出会いの機会にもなっている。保護者自身が、ひろばを楽しみ、日常から少し離れて、リラックスしている様子がみられ、子どもの洋服の汚れなども、あまり気にすることなく、子どものやってみたいを見守る姿が増えてきている。

おさがり交換会もゆるやかに定着し、スタッフが仕切らなくても、参加者同士で自然と、おもちゃや洋服を交換し、交流のきっかけになっている。

昼間から、ひろばを利用している小学生たちとも、交流が生れており、一緒に遊んだり、得意のコマなどを披露したり、いい関係ができています。

### (5) 自然との共存・気候変動への対応

上半期、予期せぬ大きな落ち枝があった(日々目視で枯れ枝の有無を点検していたが、枯れていない枝が前触れなく落下)。幸い怪我はなかったが、管理された公園とはいえ、自然のなかで遊び場をつくり日々人間が暮らすにあたっての“自然との共存”について考えるきっかけとなった。引き続き日比谷アメニスの皆さまと連携しつつ、これまで以上に樹木にとってのより良い土壌づくりを意識し、有識者にコンタクトをとる、他地域の遊び場の情報を得る等できる限りの改善を重ねてきた。

また、世界的に温暖化が進み、特に夏季は毎年酷暑が続いている。そんな中で遊び場を開くことの意義や、利用者・スタッフの安全について改めて整理し、適宜情報収集や意見交換、日々の環境設定の工夫をした。

### (6) 報告すべき事案(怪我・トラブル等)

受診の必要な怪我 0 件

報告書を提出したトラブル 0 件

## 3. 研修

こどもが主体的に遊ぶ環境づくりの知識・技術を体系化した専門分野である「プレイワーク」(\*)を遊び場づくりの核としながら、学びあう姿勢を大切に、今年度は下記の通り研修を実施してきた。

※プレイワーク・日本プレイワーク協会 ([playworkjapan.org](http://playworkjapan.org))

**\*閉園後の振り返りミーティング**

毎日の閉園後に、こどもの様子、利用者数やヒヤリハットの共有に加えて、一人ひとりのスタッフが利用者への自身の対応の質を客観的に分析していけるようリフレクションを行ってきた。短い時間ではあるが、自身のふるまいが利用者へどう影響を与えたかをメタ認知しシェアすることで、自己を客観視し、スタッフ間の相互理解にもつながる時間になることを目指して日々積み重ねてきた。

**\*スタッフ会議での事例検討**

月に1度実施しているスタッフ会議では、その時々課題、利用者の情報共有、課題解決のための検討などを行っている。様々な背景を抱えたこどもたちがありのままでも過ごせることを大切にしたい地域の居場所だからこそ様々なトラブルも起こるが、都度事例検討を行い、課題を掘り下げると共にこども理解を深め、より質の良い対応ができるよう研鑽してきた。

**\*テーマ別研修**

**・学校ムリでもここあるよキャンペーン 2024 事前研修(セーフガーディング)**

一年でこどもの自死が一番多い日と言われている9月1日に合わせて、学校や家庭以外でも、安心できる居場所を紹介することを通して、こどもの自死を社会全体で防ぐことを目指した「学校ムリでもここあるよキャンペーン」に例年登録している。登録団体を対象に実施された事前研修をスタッフ全員で受講し、こどもの尊厳を大切にしたい関わりについて改めて学んだ。

#学校ムリでもここあるよ - キャンペーン公式サイト。2024年度は8月19日～9月9日の期間、家庭や学校以外のこども達の居場所や相談場所をお伝えします。

**・事故対応シミュレーション**

冒険ひろばでは、「リスクとハザード」の考えを元に危険管理を行っているが、こどもが主体的に遊ぶ場を運営する以上怪我を全て無くすことはできない。万一病院受診が必要な怪我が発生した場合に、傷病者の身体と心の痛みをなるべく軽減し、保護者と連携しながらスムーズに受診につなげられる対応が必要である。スタッフ一人ひとりが臨機応変に動きチームで連携して対応していけるよう、実際にロールプレイング方式で事故対応シミュレーションを行い、演習の機会とした。

**・リフレクション**

リフレクションとは、自身の行動・欲求・思考・感情を客観的に分析し、認知することで事柄の本質に気づき、今後の行動変容につなげていく振り返りの手法のことである。冒険ひろばには、さまざまな背景を抱えたこどもや大人がありのままですごせる居場所を期待して訪れる。そういった利用者に関わる時、こどもの言動によってスタッフの感情が揺れ動く場面が少なくない。さまざまな利用者の振る舞いに対して常時冷静に、こどもにとって最善な関わりをしていくのに有効なのがリフレクションである。各スタッフが、日々適切に振り返りをできるように、リフレクションについて改めて学び、トレーニングを実施した。

**・プレイワーク**

こどもが主体的に遊ぶ環境をつくる大前提となるのがプレイワークの技術である。日本プレイワーク協会代表理事である嶋村仁志氏を講師に招き、改めてプレイワークとは何か、基礎基本をワークショップ形式で学んだ。新しく入ったアルバイトスタッフ、長年プレイワーカーを経験してきたスタッフ、様々な立場のスタッフがいたが、誰もが新たな気づきや学びのある研修になり、日々の会議や振り返りの場に活かしている。

※日本プレイワーク協会について - 日本プレイワーク協会

**・災害対応シミュレーション**

開園中に大地震が発生した際、どのように命を守る行動をしていけるか、様々なパターンを想定し、初期対応についてロールプレイング形式でシミュレーションをした。実際にシミュレーションをすることで、気づけた課題もあり、今後につながった。

・電動工具の扱い

冒険ひろばでは、こどもたちの「やってみたい」に柔軟に対応していけるよう、また、来ているこども・大人と共に場をつくっていけるよう、さまざまな環境設定を手作りで行っている。その際インパクトドライバー・丸ノコといった電動工具を使用する場面が多い。電動工具を安全に扱っていけるよう、大型遊具製作前に改めてスタッフ間で研修を行った。

・大型遊具製作

こどもたちに楽しまれ、親しまれている高台タワーを改修する為、建築関係の職歴があり、かつ、国内外での冒険遊び場における大型遊具づくり実績のある森遊クラブ(株) 氏にご指導頂き、スタッフ一同で製作作業を行った。

※ものづくりの楽しさを伝える 森遊クラブ

#### 4. 社会貢献活動

下記の通り、視察見学等受け入れを行って来た。

4/15(月)	北区でこどもの遊ぶ場をつくる会	1名	見学
5/15(水)	大田区公園課	4名	視察
6/17(月)	東京都こども政策連携室	1名	視察
	一般社団法人 TOKYOPLAY	1名	視察
6/22(土)	フリースクールトポス	3名	見学
7/21(日)	有明教育芸術短大	1名	見学
7/28(日)	有明教育芸術短大	2名	見学
8/11(日)	フリースペースえん	1名	見学
8/28(水)	東京医療保健大学	5名	実習
9/4(水)	東京経営短期大学	8名	見学
	一般社団法人 TOKYOPLAY	2名	東京都ヒアリング
9/25(水)	千葉大学	1名	見学
10/7(月)	フリースペースたまりば	1名	調査(冒険遊び場の安全に関する研究)
10/8(火)	品川区社協よりみち支援員	10名	団体利用下見・打合せ
	color of the wind	1名	見学(ロンドンに拠点を置く遊び場団体)
10/9(水)	株式会社ハウフルス	3名	テレビ東京アド街ック天国撮影下見・打合せ
10/15(火)	地域活動課	2名	地域活動展撮影
10/23(水)	株式会社ハウフルス	6名	アド街ック天国撮影
10/26(土)	株式会社ハウフルス	3名	アド街ック天国撮影
10/27(日)	Global Sky Education	8名	見学(オーストラリアの幼稚園教諭グループ)
10/30(水)	株式会社ハウフルス	4名	アド街ック天国撮影
11/3(日)	株式会社ハウフルス	6名	アド街ック天国撮影
11/12(火)	大経寺よりみち	30名	見学
12/24(火)	愛知県安城市公園緑地課	2名	視察
2/5(水)	東京医療保健大学	5名	実習
2/25(火)	大経寺よりみち	3名	団体利用下見・打合せ

## 5. 広報・啓発活動およびメディア掲載など

- ・毎月のお便り発行(両面モノクロ)作成・配布  
うち、4・5月、7・8月、1・2月は合併号として両面カラー作成・配布
- ・乳幼児親子ひろば事業「そとぼ～よ！」お便り 6回発行(両面モノクロ)作成・配布
- ・テレビ東京「アド街ック天国」撮影協力 ※12/7(土)立会川特集
- ・品川区主催 こども若者応援セミナー登壇(プレイワーカー)

## 6. 令和6年度の振り返りおよび次年度への課題と展望

令和2年度に始まったコロナ禍での影響も殆ど無くなり、こどもが遊ぶことを通して生き生きと幸せなこども時代を過ごせるよう、様々な工夫を凝らすことができた1年だった。自然環境を含めた様々なトラブルに対応しながらも、来ているこども、大人と共に豊かに遊べる場づくりを、よりインクルーシブに進められた。

令和7年度も、引き続き「こどもたちが主体的に生き生きとあそべるよう、こどもたちの声を聴きながら事業を行っていく。こどもたちのあそびをあたたく見守り、共に場をつくる大人をふやしていく」ことを基本方針としている。こどもが主体的に遊べる環境づくりには場づくり、関わり、見守る大人のまなざしなど様々な調整が必要である。新しくこの地域に引っ越してきた方々、土日祝日に初めて来る方々など様々な人の理解と共感を得られ、そのことによって、こどもを温かく見守る人が増えていけるような取り組みを、都度状況に合わせて実施していく。また、樹木や酷暑への対応など、スタッフ自身が知識を深め、自然とうまく共存していけるよう新たに学ぶ機会の創出も進めていく。

こどもたちのウェルビーイングにつながるより良い場にしていけるよう、引き続き、こども育成課・公園課・日比谷アメニスを始めとした関係諸機関のみなさまと都度丁寧に協議・連携させて頂きながら、スタッフ一同チームで遊び場づくりを進めていく。

## 東急電鉄窓口連絡先

### 1. 連絡先

(企業名) 東急電鉄株式会社

(部署名) 鉄道事業本部 工務部 土木課

(TEL) 03-5459-5242

## 太陽光発電設備の設置検討にあたって

### 【太陽光発電設備について】

- ①太陽光パネルと蓄電池を設置する。
- ②発電した電力は蓄電池へ充電し、蓄電池が満充電の場合は所内電力として使用可能なシステムとする。
- ③蓄電池の電力は、平時の日没後（パネルの発電停止後）には所内電力、停電時には特定の負荷で使用できるようなシステムとする。

### 【太陽光パネルの容量選定・設置方法】

- ①建物構造や法令上で設置できる最大枚数を目指す。
- ②設置場所や採用機器については、屋上や屋根面に設置する標準的なパネルだけでなく、外壁面やバルコニー手摺への設置やペロプスカイトなど新技術も含めた検討を行うこと。（基本計画から検討は行うこと。）
- ③建物周囲の景観や条件を考慮し、パネルによる光害や建物本体の意匠にも配慮すること。

### 【蓄電池の容量選定】

- ①太陽光パネルの設置と併せて蓄電池も設置すること。
- ②蓄電池の特定負荷は事務室の一部照明とコンセントとする。コンセントは枠の色を緑色にし、一般コンセントと識別できるようにすること。詳細は補足資料を参照
- ③特定負荷の容量に対し、夜間 14 時間（冬至の日照時間 10 時間を想定）の放電に耐えうる容量を目安に検討する。

例) 特定負荷が照明 40W×4 台、コンセントにて ONU、ルーター、ハブ、職員用端末を使用の場合  
(40×4 + 18.5 + 60 + 15 + 75) × 14 = 4,599Wh ≒ 4.6kWh ……特定負荷容量  
蓄電池容量 ≥ 特定負荷容量 → 蓄電池容量 ≥ 4.6kWh となる

- ④太陽光パネルの容量に対して蓄電池の容量が過剰だと、満充電にできない日が増え、設置コストに対するパフォーマンスが低下する恐れがある。従って、最大値は太陽光パネル容量に対し、1 日の平均発電時間 3.4 時間（24 時間×14.1%）を掛けた数値を目安に蓄電池の最大容量を検討する。

例) パネル容量が 2.4kW（400W×6 枚）の場合  
2.4 × 3.4 = 8.16kWh 程度を蓄電容量の目安とする。

### その他留意点

- ・蓄電池の夜間運用は、夜間の商用電力使用を抑制することによる、環境配慮がねらいである。
- ・蓄電池の停電時運用は、災害時の BCP 対策がねらいである。
- ・発電は単相電力とし、所内への逆潮流は電灯盤側に行く。（特定負荷が単相設備の為）
- ・特定負荷の選定は、他の発電設備等も考慮して検討し、効率的な運用ができるようにする。
- ・ほとんどの建物で発電電力は自家消費となるため、基本的に売電は行わない。

※本資料は既存の区施設で実際に締結している協定書の文案を示したものです。  
※実際の協定内容は PFI 事業者との事業契約締結時に決定いたします。

### ●●の避難所機能維持管理等に関する協定書（案）

品川区（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、「事業契約書（案）」第●条に基づき、当該施設の指定管理期間における災害時避難所としての役割と機能の維持管理等に関する詳細事項について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は甲と乙が相互に協力し、●●において整備する施設の避難所機能維持管理等に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この協定による用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「避難所」とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた方、また、被害を受ける恐れのある方を一時的に受け入れ、保護するために開設するものをいう。
- (2) 「施設管理者等」とは、当該施設および設備の管理運営を受託した乙および施設の維持管理に携わる者をいう
- (3) 「避難所連絡会議」とは、平常時から町会、自治会等の防災区民組織の代表者と施設管理者、区職員等により構成され、避難所の管理運営方法について計画を立てておく会議体をいう。
- (4) 「地区協議会」とは、品川区防災協議会において地域センター管内ごとに設置し、自主防災活動を推進している会議体をいう。

#### （災害時の施設管理責任および避難所連絡会議の構成員の指名）

第3条 甲は、乙の管理する施設を避難所として指定するにあたり、乙を災害時における避難所としての施設管理の責任者として施設管理の全権を委任する。また、平常時からの当該避難所連絡会議の構成員として指名する。

#### （地域への協力）

第4条 乙の災害対策に関する地域への協力は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、当該避難所連絡会議の事務局として、会議の開催、会議室等の提供および協議に協力するものとする。
- (2) 乙は、甲または当該避難所連絡会議が実施する避難所運営訓練等に対し、会場の提供および施設管理者等の参加に協力するものとする。
- (3) 乙は、当該地区協議会等が開催する総合防災訓練等に対し、会場の提供、施設管理者等の参加に協力するものとする。
- (4) 乙は、当該地区の町会等が開催する防災訓練等に対し、会場の提供、施設管理者等の参加に協力するものとする。
- (5) 備蓄倉庫の物資および管理は、必要に応じ、甲の責任において行う。乙は、物資入替えの立会い等に協力するものとする。

(周知)

第5条 甲は、乙が管理する施設のうち、甲乙があらかじめ協議の上定めた避難所として使用できる施設の範囲を、必要に応じて地域住民および当該避難所連絡会議に周知するように努めるものとする。

(避難所の開設)

第6条 避難所開設については、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害時において当該施設を避難所として開設する必要がある場合、乙があらかじめ指定した場所を避難所として開設することができる。
- (2) 乙は、当該避難所連絡会議と夜間休日等施設施設時の災害発生時における避難所開放方法等について協議し、善処するものとする。

(避難所開設の通知)

第7条 避難所開設の通知については、次のとおりとする。

- (1) 甲は、当該施設を避難所として開設する際、原則として、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。
- (2) 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、乙があらかじめ指定した場所を避難所として開設後、乙に対し開設した旨を速やかに通知する。
- (3) 乙は、当該施設で事業を実施している最中に災害が発生し、甲から避難所開設の通知を受けた場合は、施設利用者等の安全を第一とした対応を行ったうえで、速やかに避難所として指定した場所に避難者が避難できるように努めるものとする。

(避難所の管理運営)

第8条 避難所の管理運営は、甲および当該避難所連絡会議が移行して組織する避難所運営会議が協力して行うものとする。なお、乙は、当該避難所運営会議の一員として可能な範囲で協力するものとする。

(避難所開設の期間)

第9条 避難所の開設期間は災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、使用延長の申請をするものとする。

(避難所の早期解消)

第10条 甲は、乙が早期に施設貸し出し等の運営を再開できるように避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第11条 甲は、当該施設を避難所として使用することを終了するときは、乙に対しその旨を、文書または口頭で通知するとともに、その施設を速やかに原状回復し、乙の確認を受けた後、引き渡すものとする。

(費用)

第12条 甲は、避難所の管理運営にかかわる費用および避難所開設に伴い生じた施設使用料等、乙の損益についての費用を負担する。

(協議)

第13条 この協議に疑義が生じた場合およびこの協議書に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定める。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

所在地 東京都品川区広町二丁目1番36号

名称 品川区

代表者 品川区長

(乙)

所在地

名称

代表者

5)

ゆたか図書館 福祉製品売上実績報告(2024年度)

施設名		福栄会			計
製品		ブックカバー(文)	ぞうきん	しおり	
単価		¥500	¥250	¥70	
4月	販売数	0	0	0	0
	販売額	¥0	¥0	¥0	¥0
5月	販売数	0	0	11	11
	販売額	¥0	¥0	¥770	¥770
6月	販売数	0	0	0	0
	販売額	¥0	¥0	¥0	¥0
7月	販売数	0	2	0	2
	販売額	¥0	¥500	¥0	¥500
8月	販売数	0	0	8	8
	販売額	¥0	¥0	¥560	¥560
9月	販売数	0	0	0	0
	販売額	¥0	¥0	¥0	¥0
10月	販売数	0	0	0	0
	販売額	¥0	¥0	¥0	¥0
11月	販売数	0	0	0	0
	販売額	¥0	¥0	¥0	¥0
12月	販売数	0	0	0	0
	販売額	¥0	¥0	¥0	¥0
1月	販売数	0	0	0	0
	販売額	¥0	¥0	¥0	¥0
2月	販売数	0	0	0	0
	販売額	¥0	¥0	¥0	¥0
3月	販売数	0	0	1	1
	販売額	¥0	¥0	¥70	¥70
合計		0	2	20	22
		¥0	¥500	¥1,400	¥1,900

## 販売委託に関する覚書

〇〇〇〇（福祉事業者）（以下「甲」という。）と●●●●（PFI事業者）（以下「乙」という。）および品川区（以下「丙」という。）は、丙と乙が締結の令和〇年〇月〇日からの指定管理者基本協定書に基づいて、下記の条項により甲の作成した商品の販売委託に関する覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下、「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1） 甲の作成した商品の販売
- （2） 前号に付随する行為

2 丙は、乙が第5条に規定する販売場所において、本件業務を行うことを認める。

（委託期間）

第2条 本件業務の委託期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、甲、乙および丙から委託期間終了の1ヶ月前までに申し出が無い場合は、1年間同条件で更新されるものとし、以降も同様とする。

2 本覚書の委託期間は、最長で令和〇年〇月〇日までとする。

（委託手数料）

第3条 本件業務に係る委託手数料は、無償とする。

（販売価格）

第4条 乙は、甲の指定する販売価格にて商品を販売する。

（販売場所）

第5条 販売場所は、別表の品川区立図書館の内部のみとする。ただし、乙は、甲、乙および丙が必要と認めたときは、協議のうえ、行事等の機会に別表の品川区立図書館の外部で販売することができる。

（実績報告および精算方法）

第6条 乙は、毎月末日までに販売した商品数量および売上高を計算の上、別紙売上報告票を甲宛に発行し、次回納品時に支払わなければならない。なお、販売代金受け渡しの際は、授受を記録する書面を交付するものとする。

（契約物品の管理）

第7条 乙は、甲に対し、商品の必要個数を申し出て、甲は、その数量の商品を乙に発送する。

2 乙は、商品の収支および納品状況等に関する諸記録を整備し、甲が必要と認

めるときにはその状況を報告しなければならない。

3 乙は、販売の結果、商品の残個数が生じたときは、直ちにこれを甲に返還しなければならない。

4 商品のクレーム、返品、返金等の対応は原則甲が行うものとする。なお、緊急時は乙が対応し、その結果を甲に対して報告するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、本覚書から生じる権利または義務を第三者に譲渡し、または引き受けさせてはならない。

(再委託の制限)

第9条 乙は、本件業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

(損害賠償責任)

第10条 甲または乙は、次の各号に該当するときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(1) 本件業務の実施に関し、相手方または第三者に損害を与えたとき。

(2) 第13条および第14条の定めるところにより、本覚書が解除された場合において相手方に損害を与えたとき。

(覚書内容の変更)

第11条 甲、乙および丙は、必要があると認めたときは、協議のうえ、本覚書の内容を変更することができる。

(丙による解除等)

第12条 甲または乙が、本件業務の遂行に際して、本覚書の遵守事項を逸脱し、丙による改善指示に従わなかった場合、丙は本覚書を解除し、または業務の全部もしくは一部の停止を求めることができる。

(甲または乙による解除)

第13条 委託期間中に甲または乙のいずれかがやむを得ない事由により本覚書を解除するときは、1ヶ月前までに相手方に対してその旨を書面で通知しなければならない。

2 甲または乙は、相手方が次の各号に該当したときは、何らの通知催告を要することなく、直ちに本覚書を解除することができるものとする。

(1) 本覚書に違反し、業務の遂行に重大な支障が生ずる場合。

(2) 支払いの停止または破産、民事再生、会社更生等の手続き開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、もしくは清算手続きに入ったとき。

(3) 小切手、手形の不渡事故、電子記録債権の支払い不能事故を発生させたとき、または銀行取引を停止されたとき。

(4) 仮差押、差押、担保権の実行に基づく競売または強制競売の申立てが

なされたとき。

(5) 国または地方公共団体から租税滞納処分を受けたとき。

(疑義の決定等)

第14条 本覚書について疑義が生じたとき、またはこの本覚書に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

本覚書を証するため、本覚書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：東京都品川区  
(福祉事業者)  
代表者 ○○ ○○

乙：東京都  
(PFI 事業者)  
代表者 ○○ ○○

丙：東京都品川区広町二丁目1番36号  
品川区  
代表者 品川区長

品川区教育委員会  
代表者 教育長

「販売委託に関する覚書」別表

1	<u>品川区立〇〇図書館</u>
2	品川区立〇〇図書館
3	品川区立〇〇図書館